

北海道告示第10891号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和7年9月16日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和7年5月14日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM木場店

釧路郡釧路町木場2丁目1番2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井6丁目22番7号

株式会社両角 代表取締役 両角 陽一

阿寒郡鶴居村字幌呂原野南六線東48

的場 光子

釧路市文苑1丁目11番5号

塩濱 美幸

札幌市南区藤野2条12丁目16番5号

的場 浩規

釧路郡釧路町新開2丁目10番地

株式会社三ツ輪商会 代表取締役 栗林 延年

釧路市鳥取南5丁目12番5号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の位置

(変更前) 添付資料図-3(1)のとおり

(変更後) 添付資料図-3(2)のとおり

(イ) 荷さばき施設の位置

(変更前) 添付資料図-3(1)のとおり

(変更後) 添付資料図-3(2)のとおり

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 添付資料図-3(1)のとおり

(変更後) 添付資料図-3(2)のとおり

(4) 変更する年月日

令和7年6月1日

(5) 変更する理由

駐輪場の位置及びスーパーマーケット棟の荷さばき施設と廃棄物等保管施設の位置を変更するため。

2 届出年月日

令和7年3月26日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年5月14日(水)から令和7年9月16日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、釧路町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は釧路町に問い合わせること。